

広島市告示(佐伯区)第 67 号

令和 7 年 6 月 12 日

広島市駐輪場内長期滞在自転車等取扱要領第 4 項の規定により、別紙自転車等を、
令和 7 年 6 月 2 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので、同要領
第 5 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實